

「山形県営繕工事における週休2日確保工事实施要領」の改定の概要

令和7年11月4日

■ 改定の背景

営繕工事における働き方改革の推進を目的とし、令和5年7月から「営繕工事における週休2日確保工事实施要領」に基づき週休2日確保工事に取り組んでいます。

国の官庁営繕工事においては、令和7年4月に「営繕工事における週休2日促進工事实施要領」が改定され、週休2日確保工事にかかる工事費の補正方法（補正係数）が変更されたことから、本県においても営繕工事における実施要領を改定するものです。

また、県発注の土木工事を対象とする「山形県県土整備部週休2日確保工事实施要領」は、令和7年10月1日適用をもって改定が行われています。

■ 改定概要

- (1) 発注方式は、「発注者指定型」による「月単位」の週休2日確保工事による発注を原則とし、受注者希望型を廃止する。

発注方式	完全週休2日	月単位	通期
	実績に応じて変更	当初	実績に応じて変更

- (2) 応急工事等の緊急を要する工事を除き、全ての営繕工事において通期の週休2日を必須とする。

- (3) 積算方法の改定

- 補正係数の変更

※上段（ ）内は改正前、下段は改正後

	完全週休2日	月単位	通期
労務費	(-)	(1.04)	(1.02)
	1.02	1.02	-
現場管理費	(-)	(-)	(-)
	1.01	-	-

- 当初発注では月単位の週休2日の達成を前提に積算する。
- 週休2日の達成状況に応じて変更積算（増額または減額）を行う。

- (4) **別紙2**（工事成績評定方法）の改定

- 完全週休2日（土日）を実施した場合の成績評定は、月単位の週休2日を実施した場合と同様に設定（通期の週休2日より高く評価）。
- 週休2日の確保に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評定において点数を減ずる措置を行うものとする。

- (5) 「週休2日確保工事实施証明書」は、月単位の週休2日又は完全週休2日（土日）を達成した場合に主任（監理）技術者に対して発行する。

- (6) 週休2日確保工事の適用について、入札説明書及び特記仕様書に記載する。

■ 適用

令和7年11月4日以降に発注手続きを開始する工事から適用。